

令和7年第11回  
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

## 令和7年第11回教育委員会定例会議事日程

令和7年11月26日（水）  
午後5時 開会  
多賀城市役所北庁舎5階 502会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議事

- (1) 報告第5号 第五次多賀城市子ども読書活動推進計画の策定について
- (2) 臨時代理事務 報告第16号 臨時代理の報告について（令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第3期））
- (3) 臨時代理事務 報告第17号 臨時代理の報告について（多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例）
- (4) 臨時代理事務 報告第18号 臨時代理の報告について（多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）

日程第5 その他

# 諸　　般　　の　　報　　告

令和7年第10回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

## ■教育総務課関係

10月26日、多賀城東小学校及び多賀城八幡小学校で学習発表会を開催しました。続いて、11月1日に城南小学校、11月21日に山王小学校で開催しました。

12月2日に多賀城小学校、12月10日に天真小学校で、開催予定です。

10月30日、「令和7年宮城県文化の日表彰」が東京エレクトロンホール宮城で行われ、教育文化功労として個人1名が表彰されました。

11月1日、「令和7年多賀城市市政功労者表彰式典」が文化センターで行われ、教育文化功労として個人7名が受彰されました。

11月6日、「令和7年宮城県教育功績者表彰」が宮城県庁で行われ、社会教育功労として個人2名が表彰されました。

11月8日、「令和7年度多賀城市総合防災訓練」が行われました。教育委員会関係では、学校施設、社会教育施設等の被災状況把握訓練等を実施しました。

11月10日、11日及び21日、市議会全員協議会が開催され、教育長、教育部長等が出席しました。教育委員会関係の案件としては、「多賀城跡附寺跡保存活用計画策定に係る中間報告について」、先月の定例会で決定した「多賀城市社会体育施設等に係る指定管理者の指定について」及び「多賀城市文化センターに係る指定管理者の指定について」の3点を報告いたしました。

11月19日、「仙台管内教育委員会協議会研修会」が塩竈市で行われ、小野委員、高田委員、大井委員、星山委員が出席いたしました。

11月19日、「教職員全体研修会」をオンライン形式で開催しました。

11月21日、多賀城中学校で1年生を対象にキャリアセミナーを開催し、市の若手職員8名が講師を務めました。

## ■生涯学習課関係

11月6日、「子供・若者育成支援強調月間」の一環として、青少年育成センター等関係者による「令和7年度一斉街頭指導」を実施しました。市役所本庁舎前から東回り、西回りの2班に分かれてJR多賀城駅に向かって出発し、同駅において「啓発のチラシとポケットティッシュ、花の種」を配布しました。

11月9日、「多賀城スイーツウォーキング」を多賀城南門周辺で開催し、481名が参加しました。ウォーキングコースを歩き、チェックポイントでは地元菓子店のスイーツを楽しみました。

11月9日、「第44回多賀城市民音楽祭」が文化センターで開催され、21団体の出演があり、1,142名の来場がありました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

## ■文化財課関係

10月28日、歴史的食文化（古代米）の体験学習として、市内小学校6校の5年生による稲刈りを実施し、556名の児童が参加しました。

11月2日、企画展関連講演会「学校日誌に見る戦時下の多賀城村」を文化センターで開催し、宮城学院女子大学特任教授の大平聰氏を講師に迎え、52人の観覧がありました。

11月14日、全国史跡整備市町村協議会臨時大会が東京都で開催され、市長及び文化財課長が出席しました。

11月18日、歴史的食文化（蕎麦）の体験学習として、城南小学校6年生による刈取りを実施し、134名の児童が参加しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況 (10月21日から11月17日まで)

### ○文化センター（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
10月25日	主催事業「サイエンスデイ コラボ おやつランチ サークルフェア」 出店者3店	206名	市会
10月29日	主催事業「サークルマーケット」 出店者4店	139名	市会
11月9日	主催事業「市民音楽祭サークルフェア」 出店者14店	450名	市会
11月11日	主催事業「ピアノと遊ぼう！11月度」	9名	市会
11月13日	共催事業「勇気と希望のトランペッター 大野俊三 コンサート」（無料）	114名	市会
11月16日	主催事業「たがぶん自習室 11月度」	4名	市会

### ○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
10月25日	「サイエンスデイ in 多賀城2025」	1, 337名	中公
11月9日	「第44回多賀城市民音楽祭」 出演：21団体	1, 142名	市会
11月12日	出前映画会「はっきりことわろう 誘拐されないぞ」「名探偵コナン防犯ガイド」「じごくのそうべい」	53名	多小 放課後 児童ク

11月13日	高齢者教育事業 多賀城大学「声の健康とは～美しい声の保ち方講座～」 講師：東北文化学園大学リハビリテーション学科 講師 阿部千佳氏	42名	中公
--------	---	-----	----

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
10月25日	成人教育事業「御朱印帳作り教室」 全2回のうち2回目 講師：埋蔵文化財調査センター職員	9名	山公
11月5日	高齢者教育事業 山王大学「気軽に楽しく！レクリエーションスポーツ」 講師：多賀城市レクリエーション協会	15名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
10月21日	高齢者教育事業 山茶花大学「ギターで歌おう」 講師：谷津修二氏	16名	大公
10月24日	成人教育事業「メタバースツアーア」	1名	大公
10月21日～ 11月11日 全5回	地域交流事業「集いの広場」	計50名	大公
11月5日	高齢者教育事業 山茶花大学「山の暮らしと災害救助犬」 講師：東北文化学園大学現代社会学部教授 岡 恵介氏	15名	大公
11月15日	地域交流事業「大代地区公民館まつり」 出演者93名、運営サポート27名	213名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
10月21日	「気軽にEnglishカフェ」 講師：TES英会話教室講師 七島美津恵氏	4名	市図

10月23日	「あなたの知らない現代アートのセカイ ドキュメンタリー映画編」 講師：MFA・企画経営部長 小野史典氏 一般社団法人チガノウラガゼコミュニティ津川登昭氏 ゲスト：俳優 伊藤哲哉氏	27名	市図 【共催：文化創造課】
10月23日	「おやこが笑顔になるベビーマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト遠藤しのぶ氏	10名	市図
10月25日	「トリックオアトリート！Halloween Party2025」	135名	市図
10月25日	「多賀城蚤の市音楽イベント」 講師：DJ Mu-R、kic.a.k.a kickdafresh	159名	市図
10月25日～ 10月31日	「読んでくれなきゃいたずらしちゃうぞ！シークレットブック」	100名	市図
10月26日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ ハロウィンリース」 講師：株式会社多賀城フラワー	14名	市図
10月26日	「親子で一緒に仮装しよう ハロウィンお菓子バッグづくり&図書館探検隊！」	9名	市図
10月28日	「映画「兄を持ち運べるサイズに」公開記念トークイベント」 講師：翻訳家・エッセイスト村井理子氏、 映画監督中野量太氏	37名	市図
10月31日	「1日の終わりにYOGA教室 快眠のためのヨガ」 講師：ヨガインストラクター工藤葉子氏	7名	市図
11月5日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	5名	市図
11月9日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアーワーク」	7名	市図
11月11日	「すこやか脳を守る講演会」 講師：江南病院 東北療護センター センター長 村石健治氏	27名	市図 【共催：健康長寿課】
11月13日 11月14日 (全2回)	「野菜摂取量がわかるベジメーター測定」 講師：保健福祉部健康長寿課職員	計64名	市図
11月15日	「大代地区公民館まつり“魔法図書館の司書に変身して写真と撮ろう！”」	30名	市図 大公

11月15日	「女性のための漢方＆薬膳セミナー」 講師：杜の都漢方薬局 運龍堂代表 佐藤貴繁氏	24名	市図 【共催：健 康長寿課】
11月16日	「声優・本名陽子さん読み聞かせと歌」 講師：声優・本名陽子氏 トランペット奏者・大野俊三氏	45名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
10月28日 11月4日 (計2回)	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	計3名	総体
10月21日～ 11月11日 (計4回)	社会体育事業「学校体育を克服！運動教室」	計51名	総体
10月23日～ 11月6日 (計3回)	社会体育事業「遊びから学ぼう！元気隊」 講師：仙台東部ターゲット・バードゴルフ協会 仙台ラグビースクール	計15名	総体 STEP
10月26日	社会体育事業「多賀城市民スポーツ大会 ソフトボ ール大会」 運営：多賀城市ソフトボール協会	雨天中止 0名	中央公園 八幡小
11月9日	社会体育事業「多賀城スイーツウォーキング」	481名	南門 周辺
10月22日～ 11月15日 (計8回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	計283名	総体 山公 大公 市会 ヘルス
10月21日～ 11月17日 (計3回)	社会体育事業「地域スポーツ指導員派遣事業」 申請団体：西能ヶ田多賀モリ会、桜木長寿会、 多賀城市八幡保育所父母の会	計35名	市内

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館  
市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館  
ヘルス：シルバーヘルスプラザ STEP：さんみらい多賀城イベントプラザ

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

多賀城市教育委員会  
教育長 市岡 良庸

報告第5号

第五次多賀城市子ども読書活動推進計画の策定について

(中間報告)

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和7年11月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸



臨時代理事務報告第16号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和7年11月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

## 臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年10月29日

多賀城市教育委員会

教育長 市岡良庸

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について  
このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財政第2206号  
令和7年10月29日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐  
( 公印省略 )

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の工事に係る工事請負変更契約の締結を令和7年第1回多賀城市議会臨時会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めるので回答願います。

記

1 対象工事

工事の名称	工事の場所
令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等 (建築) 工事（第3期）	多賀城市新田字北320番地

担当：財政課管財契約係 伊藤

# 臨時代理事務報告第16号関係資料

## 議案第 号

### 工事請負変更契約の締結について

令和7年6月24日付け議案第40号をもって議決を受けた令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第3期）の請負契約について、下記のとおり変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

1	契 約 の 目 的	令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第3期）
2	変更前契約金額	6 9 1 , 3 5 0 , 0 0 0 円
3	設計変更による増額	9 1 , 0 9 9 , 8 0 0 円
4	変更後契約金額	7 8 2 , 4 4 9 , 8 0 0 円
5	契約の相手方	多賀城市明月一丁目5番12号101 株式会社斎藤工務店

令和 年 月 日 提出

多賀城市長 深谷 晃祐

議案第 号関係資料

工事変更概要書

1 件 名 令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）

工事（第3期）

2 施工場所 多賀城市新田字北320番地内

3 工事期間 令和7年6月25日から令和8年3月31日まで

4 工事等概要

（1）改良建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造

イ 階数 地上4階建

ウ 延べ床面積 2,839m<sup>2</sup>

（2）工事概要

ア 屋根 塩ビシート防水改修

イ 外部

（ア）外壁 複層塗材塗替え

（イ）金属製建具 カバー工法改修、複層ガラス改修

ウ 内部

（ア）床（教室・各室・廊下） 長尺塩ビシート貼り

- (イ) 内壁 普通教室廊下間壁及びコート掛け内蔵間仕切り壁改修
- (ウ) 天井 (教室等) LGS 天井新設 (アスベスト含有建材撤去を含む。)

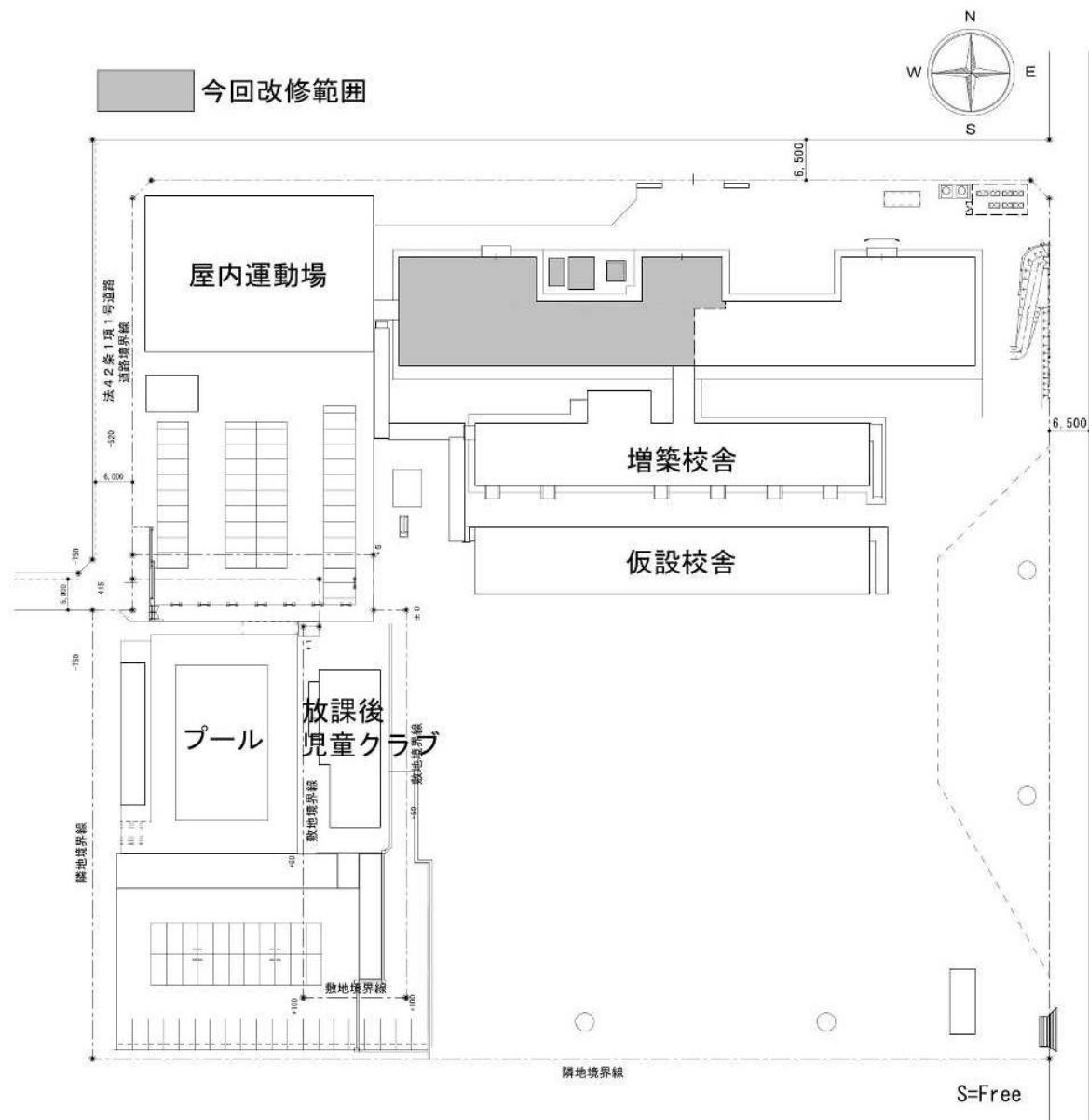
#### エ 機械設備 (追加)

空気調和設備、換気設備、自動制御設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、屋外給水設備、屋外排水設備

### 5 変更理由

- (1) 本工事とは別発注の機械設備工事について、3回にわたる入札不調により受注者が決まらない状態が続き、工事完了時期が遅れることで学校運営に大きな影響を及ぼすことから、機械設備に係る工事を本工事に追加し、建築工事と併せて実施するもの  
(増額：約 113, 600 千円)
- (2) アスベスト含有建材の撤去範囲について、受注者による詳細調査の結果、外壁部分には含有されていないこと、また、内部の天井等においても当初計画より少ない範囲であることが判明したため、撤去範囲を変更するもの  
(減額：約 35, 500 千円)
- (3) 校舎屋上の防水塩ビシートについて、受注者による詳細調査の結果、当初計画の改修範囲以外において剥離や劣化が判明したため、改修範囲を拡大するもの  
(増額：約 13, 000 千円)

## 6 改修箇所図





臨時代理事務報告第17号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和7年11月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

## 臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年11月25日

多賀城市教育委員会

教育長 市岡良庸

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について  
このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

企画第1410号  
令和7年11月25日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

のことについて、下記の議案を令和7年第4回市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求める。

記

1 議案名

- (1) 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
- (2) 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

2 議案内容

別紙議案及び議案資料のとおり

担当：企画課行政管理係 松坂

臨時代理事務報告第17号関係資料

議案第 号

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

について

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月 日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

## 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、文化財の保護に関することについては、市長が管理し、及び執行するものとする。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## **多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び当該条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

### **1 制定の趣旨**

国宝指定された多賀城碑、復元した多賀城南門、ガイダンス施設等を活用するだけにとどまらず、その特性を生かした地域振興を一体的に行い、次世代につなげていくこととし、文化財の保護に関する事務を教育委員会から市長部局に移管するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定するもの

併せて、同条例の施行に伴い、市長部局の分掌事務に文化財の保護に関する事務を加える等、関係条例について所要の改正を行うため、多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するもの

### **2 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について**

#### **(1) 制定する条例の内容**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、文化財の保護に関することについては、市長が管理し、及び執行することとするもの

#### **(2) 施行期日**

令和8年4月1日

### **3 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について**

#### **(1) 改正する条例の内容**

##### **ア 多賀城市行政組織条例（平成7年多賀城市条例第12号）**

市長の権限に属する事務について、文化財の保護に関する企画運営部の分掌事務として追加するもの（第1条関係）

##### **イ 多賀城市職員定数条例（昭和35年多賀城市条例第3号）**

市の機関に常時勤務する一般職の職員定数について、市長及び教育委員会両部局間で同数の人員調整を行うこととし、市長部局の職員定数を387人から404人と、教育委員会部局の職員定数を60人から43人とするも

の（第2条関係）

**ウ 多賀城市文化財保護条例（昭和47年多賀城市条例第15号）**

文化財の指定及び指定解除、文化財保護委員会への諮問並びに文化財所有者への指導及び助言の主体を教育委員会から市長に改めるもの（第3条関係）

**エ 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例（昭和61年多賀城市条例第23号）**

埋蔵文化財調査センターの設置及び管理の主体を教育委員会から市長に改めるとともに、当該改定に必要な規定の整理を行うもの（第4条関係）

**オ 多賀城跡ガイダンス施設条例（令和7年多賀城市条例第7号）**

多賀城跡ガイダンス施設の設置及び管理の主体を教育委員会から市長に改めるとともに、当該改定に必要な規定の整理を行うもの（第5条関係）

**(2) 附則**

**ア 施行期日**

令和8年4月1日

**イ 多賀城市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置**

この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の多賀城市文化財保護条例第3条の規定により教育委員会がした多賀城市指定文化財の指定は、第3条の規定による改正後の多賀城市文化財保護条例第3条の規定により市長がした多賀城市指定文化財の指定とみなすもの

**ウ 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正に伴う経過措置**

この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の多賀城市埋蔵文化財調査センター条例第6条の規定に基づく管理について教育委員会がした指定管理者の指定は、第4条の規定による改正後の多賀城市埋蔵文化財調査センター条例第6条の規定に基づく管理について市長がした指定管理者の指定とみなす。



臨時代理事務報告第18号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和7年11月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

## 臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年11月25日

多賀城市教育委員会

教育長 市岡良庸

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について  
このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

企画第1410号  
令和7年11月25日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の議案を令和7年第4回市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求める。

記

1 議案名

- (1) 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
- (2) 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

2 議案内容

別紙議案及び議案資料のとおり

担当：企画課行政管理係 松坂

議案第 号

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例  
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴  
う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月 日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(多賀城市行政組織条例の一部改正)

第1条 多賀城市行政組織条例（平成7年多賀城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条企画経営部の項に次の1号を加える。

（10）文化財の保護に関すること。

(多賀城市職員定数条例の一部改正)

第2条 多賀城市職員定数条例（昭和35年多賀城市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「387人」を「404人」に改め、同条第5号中「60人」を「43人」に改める。

(多賀城市文化財保護条例の一部改正)

第3条 多賀城市文化財保護条例（昭和47年多賀城市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条から第9条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(多賀城市埋蔵文化財調査センタ一条例の一部改正)

第4条 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例（昭和61年多賀城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び」を削る。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会規則その他教育委員会」を「規則その他市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（多賀城跡ガイダンス施設条例の一部改正）

第5条 多賀城跡ガイダンス施設条例（令和7年多賀城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び」を削る。

第5条第2項、第6条第2項、第8条及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（多賀城市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の多賀城市文化財保護条例第3条の規定により教育委員会がした多賀城市指定文化財の指定は、第3条の規定による改正後の多賀城市文化財保護条例第3

条の規定により市長がした多賀城市指定文化財の指定とみなす。

(多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の多賀城市埋蔵文化財調査センター条例第6条の規定に基づく管理について教育委員会がした指定管理者の指定は、第4条の規定による改正後の多賀城市埋蔵文化財調査センター条例第6条の規定に基づく管理について市長がした指定管理者の指定とみなす。

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

第1条の規定による改正（多賀城市行政組織条例の一部改正）

新	旧
多賀城市行政組織条例 平成7年12月22日 条例第12号	多賀城市行政組織条例 平成7年12月22日 条例第12号
第1条 略 (分掌事務)	第1条 略 (分掌事務)
第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 略 企画経営部 (1)～(9) 略 <u>(10) 文化財の保護に関すること。</u>	第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 略 企画経営部 (1)～(9) 略 保健福祉部 略 都市産業部 略 以下 略

第2条の規定による改正（多賀城市職員定数条例の一部改正）

新	旧
多賀城市職員定数条例 昭和35年4月1日 条例第3号	多賀城市職員定数条例 昭和35年4月1日 条例第3号
第1条 略 (職員の定数)	第1条 略 (職員の定数)
第2条 職員の定数は502人とし、機関別の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>404人</u> (2)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>43人</u> (6)・(7) 略	第2条 職員の定数は502人とし、機関別の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>387人</u> (2)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>60人</u> (6)・(7) 略
以下 略	以下 略

第3条の規定による改正（多賀城市文化財保護条例の一部改正）

新	旧
多賀城市文化財保護条例 昭和47年6月20日 条例第15号	多賀城市文化財保護条例 昭和47年6月20日 条例第15号
第1条・第2条 略 (指定)	第1条・第2条 略 (指定)
第3条 市長  _____は、国又は県の指定する文化財以外で市の区域内に存する文化財のうち、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、多賀城市指定文化財に指定すること（以下「市指定文化財」という。）ができる。 (所有者の同意)	第3条 多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国又は県の指定する文化財以外で市の区域内に存する文化財のうち、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、多賀城市指定文化財に指定すること（以下「市指定文化財」という。）ができる。 (所有者の同意)
第4条 市長_____が文化財の指定を行うときは、当該文化財の所有者の申請によるもののか、所有者及び権限に基づく占有者（以下「所有者」という。）の同意を得なければならない。 (指定の解除)	第4条 教育委員会が文化財の指定を行うときは、当該文化財の所有者の申請によるもののか、所有者及び権限に基づく占有者（以下「所有者」という。）の同意を得なければならない。 (指定の解除)
第5条 市長_____は、指定した文化財が市指定文化財としての価値を失つた場合、その他特別な事由が生じたときは、その指定を解除することができる。 (文化財保護委員会)	第5条 教育委員会は、指定した文化財が市指定文化財としての価値を失つた場合、その他特別な事由が生じたときは、その指定を解除することができる。 (文化財保護委員会)
第6条 市長_____の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び解除並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。	第6条 教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び解除並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2・3 略	2・3 略
4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則_____で定める。 (告示及び通知)	4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 (告示及び通知)
第7条 市長_____は、第3条の規定による	第7条 教育委員会は、第3条の規定による

<p>指定をしたとき、又は第5条の規定により指定を解除したときは、その旨を告示するとともに所有者に通知しなければならない。</p>	<p>(所有者の管理義務)</p>	<p>指定をしたとき、又は第5条の規定により指定を解除したときは、その旨を告示するとともに所有者に通知しなければならない。</p>	<p>(所有者の管理義務)</p>
<p>第8条 第3条の規定により、指定を受けた文化財の所有者は、<u>市長</u>の指示に従い、その文化財を災害、盗難、現状変更の防止に留意し、管理しなければならない。</p>	<p>2 略</p>	<p>第8条 第3条の規定により、指定を受けた文化財の所有者は、<u>教育委員会</u>の指示に従い、その文化財を災害、盗難、現状変更の防止に留意し、管理しなければならない。</p>	<p>2 略</p>
<p>(指導及び助言)</p>	<p>第9条 <u>市長</u>は、市指定文化財の所有者に対して、その管理及び保存につき必要な指導及び助言を行うことができる。</p>	<p>(指導及び助言)</p>	<p>第9条 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財の所有者に対して、その管理及び保存につき必要な指導及び助言を行うことができる。</p>
<p>第10条 略</p>	<p>(規則への委任)</p>	<p>第10条 略</p>	<p>(規則への委任)</p>
<p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で別に定める。</p>	<p>附則 略</p>	<p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で別に定める。</p>	<p>附則 略</p>

第4条の規定による改正（多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正）

新	旧
多賀城市埋蔵文化財調査センター 条例 昭和61年12月16日 条例第23号 (趣旨) 第1条 この条例は、 _____地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	多賀城市埋蔵文化財調査センター 条例 昭和61年12月16日 条例第23号 (趣旨) 第1条 この条例は、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u> （昭和31年法律第162号）第30条及び <u>地方自治法</u> （昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条～第5条 略 (指定管理者による管理) 第6条 市長_____は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) 略 (2) 前号に掲げるもののほか、市長_____が必要と認める業務 (指定管理者の管理の基準)	第2条～第5条 略 (指定管理者による管理) 第6条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) 略 (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務 (指定管理者の管理の基準)
第7条 指定管理者が前条各号に掲げる業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく <u>規則</u> その他市長_____が定めるところに従い、多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理を行わなければならない。 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長_____が定める。	第7条 指定管理者が前条各号に掲げる業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく <u>教育委員会規則</u> その他 <u>教育委員会</u> が定めるところに従い、多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理を行わなければならない。 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。
附則 略	附則 略

第5条の規定による改正（多賀城跡ガイダンス施設条例の一部改正）

新	旧
多賀城跡ガイダンス施設条例 令和7年3月7日 条例第7号 (趣旨)	多賀城跡ガイダンス施設条例 令和7年3月7日 条例第7号 (趣旨)
第1条 この条例は、 _____地方自治法（昭和 22年法律第67号）第244条の2第1 項の規定に基づき、特別史跡多賀城跡附寺 跡に係るガイダンス施設の設置及び管理に 関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方教育行政の組織及 び運営に関する法律</u> （昭和31年法律第 162号）第30条及び <u>地方自治法</u> （昭和 22年法律第67号）第244条の2第1 項の規定に基づき、特別史跡多賀城跡附寺 跡に係るガイダンス施設の設置及び管理に 関し必要な事項を定めるものとする。
第2条～第4条 略 (開館時間)	第2条～第4条 略 (開館時間)
第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> が 必要があると認めるときは、開館時間を変 更することができる。 (休館日)	第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> が 必要があると認めるときは、開館時間を変 更することができる。 (休館日)
第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> が 必要があると認めるときは、休館日を変更 し、又は臨時に休館日を定めることができる。	第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> が 必要があると認めるときは、休館日を変更 し、又は臨時に休館日を定めることができる。
第7条 略 (入館の制限等)	第7条 略 (入館の制限等)
第8条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれか に該当すると認める者については、多賀城 跡ガイダンス施設への入館を拒み、又は退 館を命ずることができる。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる者のほか、 <u>市長</u> の指示に従わない者 (損害賠償義務)	第8条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれか に該当すると認める者については、多賀城 跡ガイダンス施設への入館を拒み、又は退 館を命ずることができる。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる者のほか、 <u>教育委員会</u> の指示に従わない者 (損害賠償義務)
第9条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、 その損害を賠償しなければならない。ただ	第9条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、 その損害を賠償しなければならない。ただ

し、市長\_\_\_\_\_がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、多賀城跡ガイダンス施設の管理及び運営に関する必要な事項は、規則\_\_\_\_\_で定める。

附則 略

し、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、多賀城跡ガイダンス施設の管理及び運営に関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則 略